

介護サービス事業所における業務継続に向けた取組(令和3年度制度改正)

- 感染症や災害が発生した場合においても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、事業者に対し、業務継続計画(BCP)を策定するとともに、BCPに従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施することを義務づけた。
- **令和6年度から義務化。**
- 研修及び訓練には、全ての従業員の参加が望ましい。

<BCPに記載する項目>

- ①感染症に係るBCP(平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立)
- ②災害に係るBCP(平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携)

<研修について>

- BCPの具体的内容の職員間での共有、平常時の対応の必要性・緊急時の対応に係る理解の励行を定期的(年1回以上※)に開催する。
- 研修実施内容を記録する。

※新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
※施設系は年2回以上実施

<訓練について>

- BCPに基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施する。
- 訓練実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施する。

※条例及び要領には訪問介護のみ上記内容が明示されているが、他の居宅サービス事業所へも準用される。